

お客様各位

2021年1月8日
ナイスコミュニティーサービス株式会社

緊急事態宣言中の当社の対応について

2021年1月7日に政府より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言期間中の当社の対応についてお知らせいたします。

1. マンション管理業務に関する対応

感染予防及び感染防止策を講じた上で通常通り業務を行いますが、出社人数の制限や在宅勤務等の対応により、当社各支店及び緊急監視センターへのお電話が通常より繋がりにくく、ご依頼事項の対応につきましても、お時間を頂戴する場合がございます。

2. マンション改修工事に関する対応

感染予防及び感染防止策を講じた上で、工事を着工・継続いたしますが、管理組合様、ご注文者様からのご要望があれば、個別に対応させていただきます。

3. ビル管理業務に関する対応

各ビルのオーナー様、テナント様と協議の上、個別に対応させていただきます。

4. その他の業務に関する対応

感染予防及び感染防止策を講じた上で、各業務を継続いたしますが、管理組合様、ご注文者様からのご要望があれば、個別に対応させていただきます。

5. 社内体制について

政府の要請にある20時以降の外出自粛をふまえ、緊急監視センターを除き19時までに退社いたします。また、在宅勤務、時差出勤、シフト出勤を活用し、会議や研修等は可能な限りリモートでの対応とし、出張、会食の自粛等、感染防止対策を講じてまいります。

お客様の安心・安全を第一優先とし、引き続き感染防止策等に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上